(公印省略)

総評行第89号令和2年12月4日

金融庁 監督局長 殿

総務省 行政評価局長

成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の 金融機関における被後見人の本人確認について(あっせん)

当省は、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第15号に基づき、 行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、行政相談委員から、別紙の1(行政相談委員意見の内容)のとおり、成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで手続できることもある一方で、金融機関によっては、成年被後見人の本人確認のためこれ以外の書類を求められる場合もあり、取扱いが区々なので統一してほしい旨の意見(注)が提出されました。

(注)行政相談委員は、行政相談委員法(昭和41年法律第99号)に基づき、総務大臣が委嘱しており、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問合せなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの業務を無報酬で行っています。

また、同法第4条により、行政相談委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて 得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる、とされています。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議(令和元年9月18日第115回、同年12月9日第116回及び令和2年9月17日第118回)において検討した結果、同会議の意見を踏まえ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。貴庁の措置結果については、令和3年1月29日(金)までにお知らせください。

記

1 制度概要及び調査結果等 別紙の2~5参照

2 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

社会の高齢化の進行に伴い、今後、成年後見制度の利用が増えていくと見込まれることから、成年後見人の負担軽減策の検討を金融庁に求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- ・ 金融機関というのはおおむね非常に慎重である中で、多くの金融機関では登記事項証明書だけで手続できることは、はっきりしている。
- ・ 既存口座はそのような取扱いとすることについて周知すべき、と金融庁 にあっせんできれば、成年後見人の方々の便宜が広がると思う。

(2) 当局の意見

金融庁は、必要な本人確認を行いつつ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、 多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、成年被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現に そうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

別紙

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一 ―制度概要及び調査結果等―

1 行政相談委員意見の内容

私は成年後見人(以下「後見人」という。)として後見事務を行っているが、成年被後見人(以下「被後見人」という。)の預金の引き出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることもあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、被後見人の本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

2 制度概要

(1) 後見開始の概要

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、検察官等の請求により、後見開始の審判をすることができる(民法(明治29年法律第89号)第7条)。

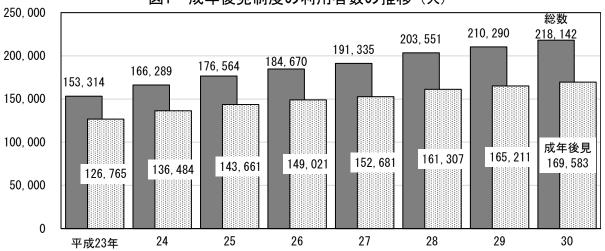
また、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号。以下「後見登記法」という。)に基づいて、家庭裁判所からの嘱託により、東京法務局において、後見の登記がされる。後見の開始後は、被後見人の住所や氏名等、後見人の住所や氏名等を変更した場合は変更登記を、被後見人が死亡した場合は終了登記を、それぞれ行う必要がある。

また、後見人は、選任後 1 か月以内に被後見人の財産目録及び年間収支予定表を作成し、家庭裁判所に対して提出しなければならない(民法第853条及び第861条)。財産目録の提出に当たって、記載されている金融機関の通帳の写し等を添えて提出することとなっており、当該提出後、原則年1回定められた報告時期に、後見等事務報告書と財産目録等を提出することとなっている(「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」(東京家庭裁判所後見センター))。

〇 成年後見制度の利用状況等

成年後見制度の利用者数は増加しており、平成30年12月末時点における成年後見の利用者数は16万9,583人で、前年に比べて約2.6%の増加となっている(図1)。また、被後見人の認容件数も増加しており(図2)、今後も一定の利用が見込まれる。

成年後見制度の利用者数の推移(人) 図1



- (注)1 「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)に基づき、当省が作成し
 - 2 各年の数値は、各年12月末時点における利用者数である。
 - 「総数」は、現に後見人、保佐人及び補助人(以下、「後見人等」という。)による 支援を受けている被後見人、被保佐人及び被補助人並びに現に任意後見契約が生じて いる本人の合計である。

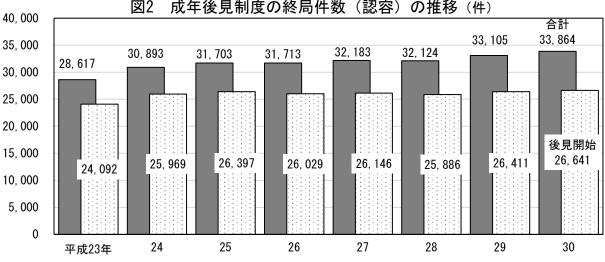
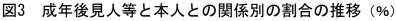
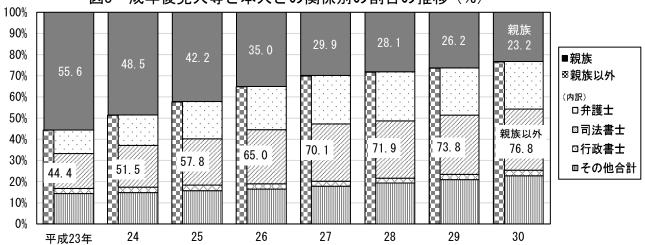


図2 成年後見制度の終局件数(認容)の推移(件)

- (注)1 「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)に基づき、当省が作成し
 - 2 各年の数値は、1月から12月までに認容で終局した件数である。
 - 「合計」は、認容で終局した件数のうち、後見開始、保佐開始及び補助開始の合計 である。

後見人等と本人との関係別の割合の推移をみると、弁護士等を含む「親 族以外」の割合は年々増加している。平成30年における「親族以外」の 割合は76.8%となっており、「親族」の約3倍となっている(図3)。





- (注)1 「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)に基づき、当省が作成した。
 - 2 当該割合における母数は、認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の事件 における後見人等について、本人との関係別に合計したものであり、成年後見人等が 複数選任される場合があるため、図2の「総数」とは異なる。

(2) 後見の登記の概要

後見の登記は、後見登記法第 4 条に規定された登記事項(被後見人の住所や氏名等、後見人の住所や氏名等)を後見登記等ファイルに記録することによって行う。また、登記記録に記載されている者等(後見人を含む。)は、登記官に対し、当該ファイルに記録されている事項を証明した登記事項証明書を請求することができる(後見登記法第10条)。

なお、平成30年における成年後見に係る登記事項証明書の交付件数は、 約154万件となっている(登記統計(法務省))。

(3) 金融機関における後見の設定

後見人は、被後見人の財産を管理するために、金融機関等に「後見の設定」を届け出ることとなっているが、当該届出は法令によって定められたものではない。

当該届出について、一般社団法人全国銀行協会(以下「全銀協」という。) は、「民法第121条の規定に基づく被後見人に対する払戻しを未然に防止す るため、後見人から後見が開始されたことを銀行に届け出てもらうことと している」としている。

なお、金融庁及び全銀協において、銀行口座における後見の設定に係る データは把握しておらず、後見の届出がされている口座数等は把握してい ない。

(参考) 民法第121条「取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。」

3 調査結果

銀行等における被後見人の本人確認書類の取扱状況(15行の調査結果)

- ① 既存口座に後見の設定を行う際に求められる本人確認書類
 - a 登記事項証明書のみ(他の身分証明書不要) 11 行
 - b 過去に本人確認を行っていない場合のみ新規と同様に実施 3 行
 - c 新規口座の開設時と同様に実施 1行
 - (注)新規口座の開設は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)に定める特定取引に該当するため、本人確認方法が定められている。

② 金融機関の主な意見

金融機関	取扱状況	意見
 A 銀行	b	後見人は、被後見人の代理権を有していることから、
		被後見人に係る本人確認書類については登記事項証明
		書のみに簡素化しても、特段の支障はないものと思わ
		れる。
B銀行	С	本行政相談委員意見のように登記事項証明書のみの
		提示により本人確認を行えるようになれば、後見人に
		手間を掛けずに済むことになり有り難い。
C 銀行	а	登記事項証明書以外、被後見人の本人確認書類を求
		めることを内規では定めていない。

(注)「取扱状況」欄は、既存口座への後見設定時における本人確認方法として、上記 3①の各項目に対応していることを示す。

4 関係機関の意見

(1) 関連団体

ア 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

既に被後見人名義の口座がある場合の成年後見の届出を行うに当たって、登記事項証明書や「審判書の銀行届出用抄本写し及び確定証明書」以外に被後見人の本人確認書類を求められることは少なくなったと感じている。

イ 日本弁護士連合会事務局

既存口座については、新たな取引の開始ではないため、改めて被後見人について本人確認をする理由はない。

(2) 金融庁

既存口座に対する後見の設定に当たっては、顧客の財産保護等の観点から、後見設定手続を行う者が真正な後見人であることを確認するため、各金融機関が自ら必要と認める範囲・方法により本人確認を行っているものと考える。

既存口座への後見設定時における本人確認書類は、後見人の真正性を担保するものであり、成年後見制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはないが、今後、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる中、成年後見人の利便性にも配慮しつつ、金融機関の事務の円滑化に向け、関係機関において、成年後見制度の所管省庁と連携の上検討されるよう促してまいりたい。

(3) 法務省

登記事項証明書は、被後見人等の住所や氏名等の登記された内容を証明するものであり、その用途は、例えば、後見人が被後見人に代わって介護サービス等の契約を結ぶ際に、取引相手に対して登記事項証明書を提示することによって、その権限を確認してもらうといった取引の安全の保護を図るために利用されるものである。

5 金融機関に対するアンケートの結果及び金融庁の見解

(1) アンケートの実施・結果

当省において、全銀協から正会員全 117 行に対しアンケートを実施、117 行中 74 行から回答(回答率 63.2%)。

※ アンケートの設問: 犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、例えば、被後見人の本人確認書類を、登記事項証明書の提示のみとすることについて、どのように考えるかを把握。

結果、既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問に回答のあった 69 行中 55 行 (79.7%)。

<主な回答内容>

- 被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることを肯定する意見
 - ・ 口座開設時に本人特定事項及び顧客管理事項が確認されているとと もに、裁判所により審判がなされていることからリスクは僅少と思わ れる。
 - ・ 犯収法の定める特定取引ではないことから、登記事項証明書の提示

のみで問題ないと考える。

○ その他の意見

・ 設問に沿った取扱いとはしていないが、既存口座については、被後 見人の取引時確認がされていることを前提として、被後見人の本人確 認書類を登記事項証明書の提示のみとすることも可能と考える。

(2) 金融庁の見解

総務省で実施したアンケート結果には、多数の金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとする」という対応について肯定的あるいは既にそうした取扱いをしている旨の記載がある。

当該アンケート結果の金融機関への還元を通じて、金融機関の既存口座への後見設定に係る事務手続の自主的な検討を促し、もって、成年後見制度の活用促進を図ることとしたい。